

令和7年3月 東京都

学校部活動の地域連携・地域移行の背景や、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の将来像、見込まれる効果、スケジュール等について、区市町村、生徒や保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等の皆様に、定期的にお知らせいたします。

1 国の取組について

スポーツ庁及び文化庁は、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保していくために、令和8年度以降の部活動改革の方向性などについて「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において議論を行っています。

本号では、令和6年12月に公表された実行会議の中間とりまとめについて御紹介します。

(1) 改革の理念及び基本的な考え方等

★ 学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域全体で支える形で実施

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実



★ 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出

<新たな価値の例>

- ・ 多種多様な体験（一つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、レクリエーション的な活動等）
- ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり
- ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）
- ・ 地域クラブの適切な指導者による良質な指導及び一貫的な指導



★ 「地域移行」という名称を「地域展開」に変更

- ・ 学校部活動から地域クラブ活動に転換した場合であっても、地域クラブ活動の実施に当たって、学校施設の活用等、学校と連携



(2) 改革推進期間の成果と課題

★ 課題解決に向けた方策等が見出されるなど、今後も更に改革が進歩していく見込み

- ・ 国が実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及

(3) 今後の改革の方向性

★ 改革の進め方

- ・ 休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開を実現
- ・ 平日については、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進



★ 次期改革期間の名称：「改革実行期間」

- ・ 前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度
- ・ 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手

★ 費用負担の在り方等に関する検討

- ・ 安定的・継続的な取組の実施に向け、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討

2 江東区の取組について

(1) 地域の特色を生かした部活動（拠点校方式）を設置

★ 生徒の部活動の選択の幅を広げ、多様なニーズに対応

- 区教育委員会が部活動として、セーリング部、カヌー部、女子サッカー部、俳句部を設置
→ 指導者は民間に委託



(2) 地域クラブ活動を設置

★ 休日に民間団体と連携した新しい形の地域クラブ活動を設置

- 「江東区健康スポーツ公社」及び「江東区文化コミュニティ財団」と連携した地域移行の試行事業を実施
→ スポーツ連携協定チームである「TUBC（東京ユナイテッドバスケットボールクラブ）」が指導
→ 区の芸術提携団体である「東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団」の指導者による合同練習



3 羽村市の取組について

(1) 部活動から「TEAM はむら（チーム はむら）」へ

★ 教育委員会が認証する地域の団体「TEAM はむら」で、多様で持続可能な活動を展開

子供たちの思い、保護者の願いに応える活動へ

- 教育委員会が認証したスポーツ・文化・芸術団体に中学生が所属し、学校の枠を超えて活動
- 大会出場を目指す活動や親しむ・楽しむ活動など、多様な選択肢から、自分に合った活動を選択
- 社会教育関係団体とも連携し、大人の活動団体に中学生が一緒に参加
- 活動方針や活動内容について、指導者・生徒・保護者が協議して主体的に運営する団体へ

生涯スポーツ・生涯学習のまちへ

- 「T(たくさんの)E(笑顔が)A(あふれる)M(まち) はむら」を合言葉に、市のスポーツ協会や文化協会とも連携して、生涯スポーツ・生涯学習につながる活動にすることで、羽村市の活性化を促進
- 令和7年度から一部の団体（バレー、吹奏楽、演劇など）が「TEAM はむら」として活動を開始し、他の部活動は、拠点校方式等を活用しながら段階的に地域クラブ活動へ移行



学校教育課・生涯学習推進課・スポーツ推進課など、市の各部署の協働の下、中学生が心身ともに健やかに成長していくよう支援し、大人も子供も笑顔で活躍できるまちづくりを目指しています。



4 御藏島村の取組について

(1) 人材の確保

★ 部活動地域協力者の名簿登載の協力を依頼

- 5月に部活動地域協力者説明会を開催し、運営方針や名簿登録等について説明
- 所属職員以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができることを学校の管理運営に関する規則に明記
→ 保護者や地域クラブの方、スポーツ推進委員等が、部活動を指導

(2) 既存の地域クラブ活動「体育会」に中学生も参加

★ 「体育会」では、子供から大人まで、様々な競技や分野に参加することができ、複数のクラブにも参加可能

- 今年度は体育会で、全ての小・中学生の保険に一括で加入



【体育会種目】

剣道、バドミントン、
フットサル、テニス、
バスケットボール、
バレー、など